		日号外	ページ
二四八―二〇六	地域再生計画の変更を認定した件	二七	89
	○内閣府、財務省		
一	沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件	一特24	五六
二	沖縄振興開発金融公庫法施行令第一条の二の規定に基づき主務大臣が定める小口の教育資金の貸付けに係る所得の金額の算定方法等を定める件の一部を改正する件	一特24	五六
三	沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件	一特24	五六
四	沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件	一特24	五六
五	沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件の一部を改正する件	一二	二
	○宮内庁		
四	天皇皇后両陛下は第六十二回全国植樹祭に御臨場になる件	二二	三
	○公正取引委員会、消費者庁		
二	写真機類卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約を廃止した件	二二	三
	○国家公安委員会		
九	国家公安委員会に係る行政文書ファイル管理簿を閲覧する事務所の場所を定める件	一特24	五七
一〇	東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置を指定する件	一五 81	一
一一	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第五条第二項の規定に基づく告示	一八	一
一二	外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示	一八	一
	○警察庁		
一	警察庁に係る行政文書ファイル管理簿の閲覧場所を定める件	一特24	五七
	○金融庁		
二九	公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定する行政文書ファイル管理簿を閲覧する事務所の場所を公示する件	一特24	五七
三〇	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	一特24	五七
三一	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	一特24	五七
三二	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	一特24	五七
三三	銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件	一特24	五七
三四	預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件	一特24	五七
三五	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	一特24	五七
三六	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	一特24	五七
三七	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	一特24	五七
三八	保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件	六	五
三九	銀行法第五十二条の六十二第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の名称の変更に関する件	一四	二
四〇	銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件	一五	二
四一	預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件	一五	二
四二	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	一五	二
四三	金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件	一五	二
四四	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律施行令第九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関を定める件の一部を改正する件	一五	二
四五	保険業法第二百七十三条第一項第一号の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件	一八	二
四六	金融商品取引法第五十七条の十二第一項の規定による特別金融商品取引業者の親会社の指定に関する件	二二 86	一一
四七	本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件	二二 86	一一
四八	貸金業法施行令第一条の二第四号の規定に基づき代行会社を指定する件の一部を改正する件	二三 86	一一
四九	平成二十三年三月三十一日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を定める件	二五	二
五〇	金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示	二八	三
五一	金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示	二八	三